

様式第4（第10条関係）

表 面	
8センチメートル	
6 セ ン チ メ ー ト ル	第 号
	工業標準化法第64条第1項の規定による 立入検査を行う職員の名刺
3センチメートル	
4 セ ン チ メ ー ト ル	職名 氏名
写	押 出 ス タ ン プ
真	年 月 日生 年 月 日発行
	主務大臣 印

裏 面

工業標準化法（昭和24年法律第185号）（抄）

第21条
3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第64条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録試験事業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に登録試験事業者の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第21条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

第72条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第21条第1項若しくは第2項、第40条第1項若しくは第64条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者